

経営改革の背景

1 変動する社会情勢への対応 持続可能な行政システムの構築

少子高齢社会、地方分権及び情報技術の進展や地球環境問題など、大きく変動する社会情勢のなかで、多様化・高度化する市民意識等を踏まえ、新たな社会の仕組みづくりが問われています。また、成果志向に基づく事務事業の選択と集中、主体的な改革改善の取組と行政資源の有効活用を図ることにより時代の変化に適切に対応した、持続可能な行政システムの構築が求められています。

2 民間と連携した公共サービスの提供 - 新たな公共経営システムの構築

団塊世代の退職に伴い、多くの人々が職場から地域へと活動の拠点を移すことにより、コミュニティ、NPOやボランティア等、地域活動の担い手としてその活躍が期待されています。市民生活に係るさまざまなサービスを、行政と市民やNPO、企業などの民間がともに担い、効果的、効率的に提供する新たな公共経営システムの構築が時代の要請となっています。

3 予断を許さぬ厳しい財政状況 財政基盤の一層の強化

税収の伸び悩みや地方交付税の大幅な減少など、地方の歳入環境は極めて厳しく、不透明な状況にあり、歳出面においても多様化する市民要望や時代の変化に対応した諸施策の実施など、行政需要はますます増加しています。

本市は、これまでも健全な財政運営に努めてきましたが、16年度決算において地方交付税の減少により経常収支比率 や公債費比率 が上昇するなど、財政構造の健全性を確保するうえで、新たな問題が提起されています。

こうした状況から、将来を見通した健全な財政運営と安定した行財政基盤の確立が急務であり、市税の収入率向上を始め、自主財源確保に向けあらゆる手法を検討するとともに、人件費などの経常経費の更なる見直しや財政状況に見合った事業の選択と重点化が必要となっています。

経常収支比率：人件費、扶助費などの経常的経費に、市税などを中心とする経常的収入がどの程度充当されるかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断する指標で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

公債費比率：市税などの一般財源に占める公債費の割合をいい、数値が高くなるほど財政の硬直化が進んでいることを示します。

4 新地方行革指針の概要

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、総務省は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、本年3月29日に示しました。

この「新地方行革指針」では、すべての地方自治体に対し、「行政改革大綱」及び「集中改革プラン」の策定、また、住民に対し行政改革大綱等をわかりやすく公表するという「地方自治体の説明責任」を求めています。

(1) 行政改革大綱について

行政組織運営全般について、計画策定(P.L.A.N) 実施(D.O) 検証(C.H.E.C.K) 見直し(A.C.T.I.O.N)の「PDCA サイクル」により不断の点検を行いつつ、新たな行政改革大綱の策定・見直しを行うことを求めています。

(2) 集中改革プランについて

行政改革大綱に基づき具体的な取組を集中的に実施するため、次の6の項目を中心に、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの5カ年間の具体的な取組を住民に分かり易く明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)を平成17年度中に策定し、公表することを求めています。

集中改革プランとして策定が求められている項目

- (1) 事務・事業の再編、整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- (5) 第三セクターの見直し
- (6) 経費節減等の財政効果

指定管理者制度：出資法人、公共的団体等に限られていた「公の施設」の管理運営を民間事業者にも委ねられるようにする制度

(3) 説明責任の確保

集中改革プラン等の策定に当たっては、広報紙・ホームページを通じ、住民等に分かり易い形で公表すること。また、PDCA サイクルの各過程において住民等の意見を反映する仕組みを整えることを求めています。